

平成28年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>【山崎交差点の渋滞解消について】 岩槻街道と第二産業道路が交差する山崎交差点は、岩槻街道の下り線に右折ラインがなく、朝夕において常に渋滞が発生するため、右折ラインを設けるか、もしくは時差信号機の設置等検討願いたい。 場所：別紙①</p>	<p>右折レーン設置要望のありました路線につきましては、道路幅員も限られており、幅員を確保するには、用地買収などの課題もありますので、ご理解をお願いします。 また、浦和東警察署より次のような回答をいただいております。 時差式信号機の設置につきましても、右折レーンが確保されなければ設置はできません。 【建設局土木部道路環境課／緑区役所くらし応援室】</p>
2	<p>【三室中学校前の横断歩道の信号の見直し】 バス通りを横断する歩行者用の信号はあるが、通学路である北⇄南への横断歩道に信号機(歩行者用)がない状況である。 横断する児童の目線からは見えにくく、車道の信号を見て渡るように、子どもには説明するしかない現状である。 住宅も増加しており、この通学路を使用する児童も増えている中、低学年にも分かりやすく見やすい歩行者用信号の設置を要望する。 場所：別紙②</p>	<p>浦和東警察署より次のような回答をいただいております。 歩行者用信号機につきましては、引き続き県警本部に対し、申請しております。 【緑区役所くらし応援室】</p>
3	<p>【雑草刈り込み】 清水橋・馬場橋の下、排水路沿いの雑草刈りをお願いしたい。 場所：別紙②</p>	<p>清水橋・馬場橋の下、排水路沿いの雑草刈りにつきましては、平成28年7月20日に除草作業を行いました。 【緑区役所くらし応援室】</p>
4	<p>【信号又は横断歩道の要望】 馬場1-12-15の場所に、通学路のため、信号又は横断歩道を要望する。 場所：別紙③</p>	<p>浦和東警察署より次のような回答をいただいております。 要望箇所の西側に設置した押しボタン式信号機の交差点を利用するようお願いします。なお、横断歩道の設置につきましては、県警本部に申請いたします。 【緑区役所くらし応援室】</p>
5	<p>【交差点近くの植樹帯の低木化又は一部撤去について】 緑化対策の事業として、道路に街路樹や植樹帯を設けることが一般的になり、環境の面からは効果を発揮していると思う。 しかしながら、せっかくの植樹帯も、背が伸びてくると交通の妨害になることがある。特に、交差点近くで一旦停止をして交差点に入ろうとしても、植樹が邪魔でかなり前に出ないと右から来る車やバイクが見づらく、危うく衝突しそうになることがある。 そこで、交差点近くの植樹については、木が伸びることを想定し、極端に低木にするとか、あるいは見通しが良くなる場所までの伐採、撤去をお願いしたい。 特に、別紙④に表示した場所が危険箇所である。</p>	<p>当該地の植樹帯の低木につきましては、平成28年7月2日に剪定作業を行っております。今後も剪定時に、歩道からの見通しを考慮し、高さを低く抑える対応をまいります。 【建設局南部建設事務所道路維持課／緑区役所くらし応援室】</p>
6	<p>【芝原小学校通学路道路速度規制】 宮本2丁目から芝原2丁目に抜ける市道について、道路速度規制を現在の40km/hから30km/hへ変更してほしい。 理由は、 (1)通学時間帯、迂回車の交通量が多い。 (2)市街地道路であり、保育園、学童もある。 (3)宮本2-5-4店先が変則交差点であり、事故発生可能性が高い。 場所：別紙⑤</p>	<p>浦和東警察署より次のような回答をいただいております。 平成29年度からの5か年計画で実施するゾーン30のエリアに含まれておりますので、ご理解をお願いします。 現在必要と思われる箇所につきましては、路面標示・立看板等で対応しておりますが、不足している箇所があれば、現地立会いの上対応してまいります。 【緑区役所くらし応援室】</p>

平成28年度 緑区対話集会開催概要(8月)

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
7	<p>【横断歩道または手押し信号設置希望】 第二産業道路の道祖土2-17-16コンビニエンスストアと三室1199自転車店にかかる場所に横断歩道または手押し信号設置を希望する。 場所:別紙⑥</p>	<p>浦和東警察署より次のような回答をいただいております。 信号機のある交差点が近くにあるため、新規の設置は難しい状況です。既存の信号機の利用をお願いします。 【緑区役所くらし応援室】</p>
8	<p>【車両の速度抑制対策】 第二産業道路から市道J-421号に入る路地が、裏道・抜け道となっており、速度抑制対策を願いたい。 場所:別紙⑥</p>	<p>浦和東警察署と緑区くらし応援室とで協議した結果、距離が短く、速度規制はかけられないことから、立看板・路面標示等で速度抑制対策をまいります。 【緑区役所くらし応援室】</p>
9	<p>【道路標識の設置】 交通事故が多いので、『止まれ』の道路標識を至急願います。 場所:別紙⑦</p>	<p>浦和東警察署より次のような回答をいただいております。 完全に優先道路(主道路)の区別ができていない交差点に、一時停止規制をかけることはできません。同幅員かつ左右の見通しが悪い交差点で、優先関係がハッキリしない場合には一時停止を検討します。それ以外はつけていない状況ですので、ご理解をお願いします。 【緑区役所くらし応援室】</p>
10	<p>【横断歩道の設置、学童注意の標示(道路上)】 別紙の場所について、三室小学校通学路になっているにもかかわらず、横断歩道の設置がない。 3年程前から三室小学校PTAを通して毎年申請をしているが、承認されない(平成28年も申請している)。この間に交通量は増えていき、信号が全くない抜け道としてスピードを加速して通る車も増えてきた。事故が起こらないのが不思議なほどである。 別紙箇所に横断歩道、減速路面標示の設置を強く希望する。 場所:別紙⑧</p>	<p>浦和東警察署より次のような回答をいただいております。 要望箇所の東側の横断歩道につきましては、当時の三室小学校の教頭先生と協議の上、了承をいただき、設置してあるため、今回の要望の横断歩道設置につきましてはできませんので、ご理解をお願いします。 減速路面標示につきましては、設置済です。また、学童注意につきましては、設置要望箇所を再度確認した上で検討まいります。 なお、緑区くらし応援室で現地確認をした際に、街路樹や雑草が伸びて視認性が悪くなっておりましたので、低木の剪定や除草作業を行いました。 【緑区役所くらし応援室】</p>
11	<p>【一時停止の標示(道路上)、減速を促す段差、ミラーの設置】 別紙場所について、見通しが悪く、角にさしかかるまで相手が見えない。 下り坂になっているため、度々衝突(未遂を含む)が起こっている(特に自転車と車)。 北宿通りへの抜け道として周知されてきているため、衝突注意地点と知らずに通行される方(パレットコート浦和自治会外の方を含む)が増えた。 一時停止等の標示が何もないので、いつ事故が起きてもおかしくない地点であり、一時停止の標示(道路上)、減速を促す段差、ミラーの設置を要望する。 場所:別紙⑧</p>	<p>浦和東警察署より次のような回答をいただいております。 同幅員で左右の見通しが悪い交差点で、優先関係がハッキリしない場合、一時停止を検討します。それ以外は、つけていない状況ですのでご理解ください。 緑区くらし応援室で現地を調査させていただいたところ、見通しがきくと判断したため、カーブミラーの設置は考えておりません。ドット線及び交差点マークは既に設置済です。なお、減速を促す段差につきましては、騒音・振動等が発生するため、設置はしておりません。 【緑区役所くらし応援室】</p>
12	<p>【街路樹の植え替え】 街路樹14本中、7本が立ち枯れ、または枯れてしまって街路樹がなくなっているところもある。すみやかに植え替えをお願いしたい。可能なら、ツツジやサツキの植え替えを希望する。 場所:別紙⑧</p>	<p>枯れてしまった街路樹につきましては、新たに樹木の植栽をするのに適した時期を考慮し、秋以降に植え替えをまいります。また、樹種につきましては、自治会さんと協議し、決定させていただきます。 【建設局南部建設事務所道路維持課／緑区役所くらし応援室】</p>
13	<p>【街灯のさび対策】 9本ある街灯の根元がさびている。さびが進んで倒壊しないよう、対策を講じていただきたい。 場所:別紙⑧</p>	<p>現地の状況は確認しました。平成28年8月中には修繕対応してまいります。 【緑区役所くらし応援室】</p>

平成28年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
14	<p>【街灯の設置、カーブミラーの設置】 別紙の部分は、実際は直角のカーブになっている。また、竹林があるため、見通しが相当悪い。小さな稲荷神社までは街灯があるが、そこから該当箇所までは街灯がない。最近、当自治会内を抜け道に使う車が増え、該当箇所の危険性が増している。すみやかに対策を講じていただきたい。 場所：別紙⑧</p>	<p>公衆街路灯及びカーブミラーにつきましては、平成28年度中に設置の方向で対応してまいります。 【緑区役所くらし応援室】</p>
15	<p>【歩道の設置、減速を示す標示、学童注意の標示】 三室公民館の前の道路が狭く、見通しが悪く、歩道がない。そのうえ、スピードを出す車も通る。住宅が増えるに伴い、交通量も増えているように思う。公民館を利用する時に毎回ヒヤヒヤする。幼児や小学校向けの講座やイベントの会場にもなっている場所なので、安心して通れるよう、歩道の設置、減速を示す標示、学童注意の標示を講じていただきたい。 場所：別紙⑧</p>	<p>ご要望のありました路線につきましては、道路幅員が狭いため、歩道の設置は出来ない状況です。 しかしながら、ご要望にもありましたとおり、狭い道路で交通量も多いことから、交通管理者であります警察と道路管理者であるさいたま市におきまして、現場診断を実施し、路面標示等の安全対策を行います。 【建設局南部建設事務所道路安全対策課／緑区役所くらし応援室】</p>
16	<p>【三室地区の丁名、地番の新設について】 現在、三室地区の地番は一貫性がなく、番地を聞いただけでは目的地に容易に到達できず、特に緊急車両も到着が遅れているので、丁名、地番の新設を早急に検討されたい。</p>	<p>三室地区における住所表記の問題につきましては、市としても認識しているところでございます。 三室地区における住所表記の問題の解決については、住所の表示を土地の地番と切り離し、一定のルールを設けることでわかりやすい住所を実現する「住居表示」が、有効な手段のひとつであると考えております。 しかしながら、住居表示等の実施は、住民記録システムの改修等に多額の経費が見込まれること、住民の皆様や事業者に行っていた様々な手続き等が必要であることから、市民生活への影響が非常に大きいことから、お住まいの皆様のご合意形成がなによりも重要であると考えております。 現在、住所の表記に関連のある部署で構成する庁内検討組織を設置し、住所の表記を変更した場合の費用や実施までの諸課題の解決に向けて、より詳細な調査・研究に進めてまいりたいと考えております。 【市民局区政推進部】</p>
17	<p>【通学路への防犯カメラの設置について】 近年、世帯数の増加に伴い、不審者、変質者の情報も多く、防犯、事故対策の一環として、カメラの設置を要望する。</p>	<p>防犯カメラにつきましては、プライバシー保護や肖像権の侵害という問題に加え、防犯カメラ設置に伴う画像記録装置等の設置場所、維持管理の方法や費用負担など様々な課題があると考えており、現在、市で防犯カメラの設置をしておりません。 平成28年度から、さいたま市地域防犯活動助成金交付事業において、自主防犯活動団体が設置する防犯カメラの購入及び設置費用を助成対象経費に追加しました。 【市民局市民生活部市民生活安全課】</p>
18	<p>【北宿通りに防犯カメラの設置を】 第二産業道路と市立病院間の北宿通りに1箇所（郵便局かJA三室支店）防犯カメラを設置していただきたい。三室-与野東口線の開通や病院の改築に伴い、車両も増える。安心安全面から、是非にも設置を検討願う。 場所：別紙⑧</p>	

平成28年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
19	<p>【防犯カメラ設置事業について】 防犯カメラの購入及び設置事業に対しても、助成金の対象にしていたことは大変有難いことだが、カメラの設置にあたり、高いハードルがある。 東京電力は、防犯カメラを電柱に設置することは、原則許可してくれない。 どうしても近辺に適切な場所がなく、電柱に設置すること止むを得ずと認めた場合は許可するが、その際の申請書類の審査料600円がかかる。また、電柱の年間使用量1,200円かかる旨の説明を受けた。 申請の際の書類も、色々揃えねばならない。申請書のフォーマットは特にないとのことだった。 防犯カメラの設置は、犯罪の抑止も大きな目的である。よって、道路際の電柱にカメラを設置したいと考えるケースが多いと思うので、この辺のハードルを低くしてもらうよう、東京電力に働きかけをお願いする。 なお、工事代もかなりかかるので、助成金の金額も限度額の3万円の引き上げも検討するようお願いする。</p>	<p>自治会等が設置する防犯カメラの設置場所や、助成金の金額の引き上げについて、平成28年度の助成制度の活用状況等を踏まえつつ、本市における防犯カメラの設置のあり方を整理していく中で、検討してまいります。 【市民局市民生活部市民生活安全課】</p>
20	<p>【選挙の投票場所について】 平成26年度議題の進捗状況について、選挙当日における投票区外投票の経過を知りたい。</p>	<p>「選挙当日における投票区外投票」につきましては、平成28年4月11日に施行されました公職選挙法の一部改正により、投票所のほか、その指定した場所に、当該市区町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票することができるものとされました。同時に共通投票所を設ける場合には、二重投票を防止するために必要な措置を講じなければならないものとされました。さいたま市では二重投票防止のため共通投票所と全投票所とをオンライン回線で結ぶ必要があり、オンライン回線設置可能な投票所の安定的な確保やシステム障害発生時の対応など、投票所の多いさいたま市では課題が多く、早期の実現は困難であります。今後は、共通投票所を実施した市町村から情報収集し課題解決に向けて、研究してまいりたいと考えております。 【緑区選挙管理委員会(緑区役所区民生活部総務課)】</p>
21	<p>【防犯ポスターの積極的配布、掲示】 住宅街として住民が増えてきている芝原だが、近頃窃盗事件が増えてきている。犯人は警察の努力で捕まってはいるが、また別の犯人が窃盗事件を起こすという事犯が起きている。ただし以前入られた家には、区役所から「防犯パトロール中」ミニ看板をいただき掲示したところ、近辺は入られても同じ家には入られていない。警察で現場検証の際にも、防犯の看板は抑止効果があるとのことを聞いている。そこで、「防犯パトロール実施中」とか駐車場近辺には「車上狙い注意」のような看板を積極的につけて、緑区は全体で警戒している表示を区役所において積極的に進めていただくようお願いする。</p>	<p>このたびご要望のあった防犯啓発看板(約23×23cm)につきましては、現在数十枚程度の在庫がございますので、総務課へお越しいただければお渡しが可能です。なお、ご希望が多い場合は、次年度以降その追加作製について、緑区防犯推進実行委員会、浦和東警察署と検討してまいります。(なお、作成枚数については、予算の制約上ご希望に添えない場合がありますことをご了承ください。) また、防犯活動団体等からご希望があれば、「防犯パトロール実施中」の横断幕(約40×150cm)を配布しています。 【緑区役所区民生活部総務課】</p>

平成28年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
22	<p>【浦和駅～北浦和駅間における先進的な(利便性が高い)バスルートの導入について】</p> <p>当自治会の松木や、馬場、芝原地域は、住民の増加に伴い、公共交通網の整備が急がれている。当地区から東浦和へのバスルートは確保されているが、浦和駅、北浦和駅へのバスルートは極めて不便である。</p> <p>浦和駅は、東口の再開発に伴い、駅や駅前も整備され、湘南新宿ラインが停車し、東京方面への利便性も高まった。しかし、当地区から東浦和経由浦和駅へのバスルートは、40分前後の時間が必要であり、中尾陸橋を通るバスルートは、きわめて本数が少ない状況である。</p> <p>そこで、要望の第一は、浦和駅への最短ルートである中尾陸橋を通るバスルートを、シルバー世代が多用する昼間の時間帯も含めて便数の大増発が図られるよう、尽力をお願いする。</p> <p>要望の第二は、当地区から北浦和、大宮方面へのバスルートの利便性の向上である。平成26年12月22日、待望の山崎三室線が開通した。南部建設事務所道路建設課に問い合わせたところ、東武バス、国際興業バスには、山崎三室線開通の通知を行っているとのことだった。この山崎三室線を活用して、芝原、松木、馬場地域などを通して、北浦和駅までのバスルートを早急に開設していただくよう、尽力をお願いする。</p>	<p>路線バスの新設や増便については、需要見込みや既存のバス路線との整合性などに基づき、バス事業者の判断により行われま す。これまでバス事業者に要望をしましたが、バス事業者からは 明白な収益が見込めない限り、路線の新設や拡充は難しいと伺って おります。</p> <p>しかしながら、高齢化の進展など、社会情勢が変化する中で、公 共交通は、これまで以上に重要な役割を担っていくものと認識し ておりますので、ご要望の内容につきましては、バス事業者にお 伝えしてまいります。</p> <p>多少のご不便をおかけしますが、既存の路線バスを活用してい ただきますようお願いいたします。</p> <p>【都市局都市計画部交通政策課】</p>
23	<p>【さくら広場の維持・管理を市の公園課に移管】</p> <p>さくら広場は、市立病院の北側の西縁用水に隣接した場所にある。広場のトイレは、見沼たんぼの散策ルートにトイレが少ないこともあり、最近利用者が増大している。さくら広場のトイレ清掃や施設の草刈り等の維持管理は、ここ4年間隣接する各自治会が担当し、年間予定を組み交代で実施してきた。早急に広場の管理を自治会から市の公園課に移管していただきたい。</p>	<p>みむろ桜広場は、県有地に昭和40年代に設置された農業用ポンプ施設の跡地利用について、用地を農業用施設として取得した経緯から都市公園法に基づく公園として整備できないという制約のなかで、地域住民からの公園としての整備要望を実現させるため、整備内容や管理方法について、周辺自治会を中心とした意見交換会を重ねた結果、「地域住民が公園を管理し、市はその活動を支援する。」という方針のもとに、埼玉県が水辺再生事業により広場として整備し、市への財産譲与を経て、農業環境整備課の所管となったものです。</p> <p>このような経緯から、地域自治会の皆様により広場の管理がなされ、市は施設の修繕や浄化槽の清掃、点検、消耗品の補充といった役割を担ってきたものでありますが、当該広場は都市公園としての位置付けはできないため、公園部局への移管が困難なことや、広場利用者が増大しているといった現状を踏まえ、ご要望いただきました市への管理移管については、今後の検討課題として対応を考えてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>【経済局農業政策部農業環境整備課】</p>

平成28年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
24	<p>【住宅地の環境改善】 さくら草支援学校設立に伴い、学校の外周にあった植栽植え込みが撤去され、現在跡地は歩道として使用されている。学校の隣りの敷地は、市立病院の職員の駐車場として使用されている。夏に向け、駐車場の車、アスファルトからの放射熱や舞い上がる粉塵などで、駐車場に面した住民から苦情が出ている。駐車場と住宅の境界に、防熱、防音、防塵に効果的な植え込みの設置をお願いする。 住民の高齢化に伴い、一刻も早い住環境の改善、整備をお願いする。 場所：別紙⑦</p>	<p>看護師寮の南にある病院駐車場に植え込みを設置するご提案につきましては、駐車台数の減少となるため、現時点では設置は困難であると考えております。 現在、市立病院では病院の建て替え事業を行っておりますが、工事中における病院敷地内の駐車場不足と北宿通りの渋滞問題に対応するため、駐車場を確保しながら建て替えを進めており、当該駐車場についても1台でも多くの駐車場所を必要としております。 植え込みの設置については、病院の建て替え事業が完了し、病院敷地内で十分な駐車場が整備できる平成34年以降に検討させていただきたいと考えております。 【保健福祉局市立病院経営部庶務課】</p>
25	<p>【低木刈り込み】 馬場東公園裏側の低木の刈り込みをお願いしたい。 場所：別紙②</p>	<p>馬場東公園の裏側の低木の刈り込みについては、平成28年7月23日に作業を完了しました。 なお、当該公園の刈り込みは毎年7月中旬～下旬頃に作業しており、今後も繁茂状況等も考慮し適切に対応するように努めてまいります。 【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】</p>
26	<p>【自治会集会所借上事業に関する質問】 当自治会は、現在95世帯の小規模自治会ですが、敷地等の問題で集会所は保有しておらず、近隣の宿区自治会の会館等を借用しながら年間活動を実施している。 緑区コ第482号『平成29年度自治会集会所借上事業に関する調査について(依頼)』を5月17日付けで頂いた。添付されている『自治会集会所借上事業補助金の交付要件』等を読ませていただき、活用できれば有難い話と考え、早速対象となりうる集会所の調査を開始したところだが、次の点を確認したく議題とした。 (1)集合住宅(アパート等)、空き家を利用することは大丈夫か？空き家の場合、所有者個人との契約書も問題ないのか？ (2)当自治会の中に、集合住宅(6軒)が新設され、現時点では空き部屋ではないが、空き部屋が出来た段階で契約を結ぶことでよいのか(翌年度の補助金交付予定不確定であっても調査回答書は必要か？回答書が出ていなければ、翌年度の補助金対象自治会とならない仕組みになっているが、このような場合は、計画として提出が必要か？) (3)原則2年以上の賃貸契約書が必要と記載されているが、補助金の交付申請は単年申請のほうである。その本意は？ (4)集会所新規借上年度に限り、会議や集会に直接必要な会議机や椅子等の備品購入費の一部を補助する制度があるが、重要書類等の書庫等は対象となるか？対象品を教えてください。</p>	<p>(1) 集合住宅の一室や空き家を集会所として利用することも可能ですが、いずれの場合においても自治会と建物所有者との間で賃貸借契約を締結していただく必要があります。 (2) 毎年自治会にお願いしております補助事業の実施要望調査につきましては、翌年度に実施予定が見込まれているものを対象として予算編成を行うものです。このため、ご質問にございます借用時期が未確定な場合等は、役員会等において借用時期を協議・決定の後、ご回答いただきますようお願いいたします。 (3) 契約期間を原則2年以上としております理由といたしましては、地域の活動拠点として、安定的に集会所としての利用が見込まれる期間を2年以上として定めたものです。このため、契約期間が2年未満であっても、1年で自動更新といった契約内容であれば、引き続き集会所としての利用意思があるものとして補助対象としております。 (4) 「屋内活動備品整備事業」の対象品目につきましては、会議室等での会議や集会時に直接使用または同室内に常備する必要がある備品を対象としております。具体的には、会議用机・椅子、講演台、ホワイトボード、司会者台、拡声器、映写機(プロジェクター、OHP)、マイク、マイクスタンドを補助対象としており、ご質問の書庫につきましては、会議で直接使用するものとは判断しがたいことから、補助対象外としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>